

長野県とカゴメ株式会社との包括的連携に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）とカゴメ株式会社（以下「乙」という。）は、相互の理解のもと、両者の特長を活かした連携に関して、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、野菜の価値を活かした食を通じて地域の様々な課題の解決にとともに取り組み、個性豊かな地域社会の形成と持続的な発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）県民の野菜摂取拡大及び健康増進に関すること
- （2）信州産農産物の消費拡大に関すること
- （3）観光及び産業の振興に関すること
- （4）子ども・子育て家庭の支援に関すること
- （5）食育活動の推進に関すること
- （6）その他、本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な連携協力内容、実施方法及び役割等は、甲乙協議のうえ、連携事項ごとに決定する。

3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲及び乙は、県内市町村、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

（協定の見直し）

第3条 本協定の履行に関して特別の事情が生じたときは、甲乙協議のうえ、本協定を変更し、又は解除することができる。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(秘密保持)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知得した相手方の秘密情報を、本協定の有効期間中はもとより本協定終了後も相手方の事前の書面による同意なしに第三者に開示し、若しくは漏洩してはならず、また他の目的に使用してはならない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各1通を保有する。

令和2年2月3日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692の2
長野県知事

乙 愛知県名古屋市中区錦3丁目14番15号
カゴメ株式会社
取締役会長